

市民各位

「政務調査費の返還について（お詫び）」

私ども、政研21に所属する市議会議員、大塚修一郎、紅林貢、佐野義晴の3名は、同会派に交付された政務調査費の一部について、「島田市議会政務調査費の交付に関する規則(使途基準)」に合致しない目的外の使用があったことを認め、心より市民各位にお詫び申し上げる次第であります。

これは、平成14年度と平成16年度において、市政報告のための用紙の購入等を行った際に、会派によらず後援会の領収としたものであります。もとより、一切の弁解の余地が無いものであります。よって、市から提起された訴えの内容を全面的に認めるとともに、目的外に使用いたしました金額（5件分、132,344円）につきましては、平成17年10月19日、大池幸男市議会議長を通じ市へ返還したことをご報告いたします。

私どもは、住民の代表として、税金の適正かつ公正な執行を審査し、また、自ら範を示すべき立場にあるにもかかわらず、十分な注意を怠り、心ならずも市政への信頼を損なう事態を引き起こしました。かかる仕儀に立ち至りましたことは、ひとえに、私どもの不徳のいたすところであり、これを深く反省するとともに、納税者である市民各位に対して、重ねてお詫び申し上げます。

今後は、こうした事態を二度と引き起こすことのないよう自らを戒めるとともに、今一度議員としての初心に立ち帰り、信頼の回復と職責の遂行に邁進することを、この場をお借りしてお誓い申し上げます。

市民各位におかれてまは、何とぞ、特段のご理解とご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

島田市議会内 政研21 大塚修一郎
同 上 紅林 貢
同 上 佐野 義晴

市では、今回の事態を重く受け止めるとともに、改めて、公費の支出につきましては、厳正かつ公正に執り行ってまいります。市民の皆さまのご理解を賜りますよう、お願いいたします。



倫理委員会が開催されました

■議会としての今後の対応
今後の政務調査費の使途については、この間、議会運営委員会ですら十分協議の上、詳細な内規を作成し、すでに全議員に対し周知を図りました。今回の目的外の支出に対しては、島田市議会政治倫理規程を作成した上、倫理委員会を設置し、その中で適正に処理していきます。

・10月17日、議長に対し、3名から「政務調査費返還願い」が現金を添えて提出された。これにより、正副議長は3名に対して事情聴取を行った



・10月18日～25日、テレビおよび新聞各社による報道後、市内外および県外から市議会および関係議員に対して、「お金を返して済むことではない」「血税を何と思っているのか」「関係議員は辞職すべきだ」「チェック体制はどうなっているのか」などの抗議の電話や手紙、電子メールが多数寄せられた



・3名からは政務調査費の支出が不適切であった旨とこれに対する深い反省の念が示されるとともに、市民の皆さまへの「お詫びの方法」および「議会内での処分」について、議長に一任する旨が改めて確認され、これを受けて、議長は返還金を受理した

※左記の「政務調査費の返還について(お詫び)」の文面は、この後、3名の連名により議長を経て市に提出されたものです



・10月19日、市はこの返還金を議長から受理し、訴えの内容からこれらに相当する金額の返還請求を除くとともに、以後、スナック等での飲食代については、旧新清クラブ(関係者：福田正男議員、小澤嘉曜議員)を相手方として、司法の場を通じその返還を求めていく方向で弁護士と協議することとした

※上記は、10月19日までの経過をまとめたものです。これ以降については、追って広報紙等を通じ市民の皆さまにご報告します

【これまでの経過と市の対応について】

・市は、平成14年度から平成16年度に交付した3カ年分の政務調査費について調査を行った



・58件(合計52万3,663円)について、支出内容に不明な点があることが判明



・9月16日付で大池幸男市議会議長に対して再度調査を依頼



・9月30日、各会派から回答を得る



・このうち、会派「旧政研21」に対して照会した政務調査費の中に、後援会名義によるもの5件(13万2,344円)、「旧新清クラブ」が支出したスナック等での飲食代9件(14万3,040円)が含まれており、目的外使用ではないかとの疑念が生じた。これらは収支報告書の中で、当時の議長の決裁を受けていた



【これに対する回答】

・後援会名義によるものは、「会派の市政報告のための用紙を購入した」。また、スナック等での飲食代については、「急な集まりのためスナックで行った」など…



・市は、これらの回答が市民の皆さまへの説明に足るものではないと判断。これらの費用は政務調査費の目的外に使用されたものであると判断した

※こうした公費の目的外使用については、通常、相手方に返還を求めることとなりますが、制度上、市長が議員に返還を命令する権限はありません。このため、市は弁護士と協議の上、裁判所の判決によって返還を求めることとしました



・10月13日、政研21を相手方として、専決処分の上、静岡地方裁判所に返還を求める訴えを行う



・翌14日、訴えの一部である後援会名義による支出については、当事者である大塚修一郎議員、紅林貢議員、佐野義晴議員の3名が共同で記者会見を行い、「市民へのおおびと政務調査費の返還」の意向を表明

政務調査費の

目的外使用と

市の対応について

この度の市議会議員による「政務調査費」の支出について、市民の皆さまにご心配やご迷惑をおかけしましたことを、心からおわび申し上げます。
このことにつきまして、市の対応など、これまでの経過を報告いたします。

秘書広報課 ☎ 36-77117

■政務調査費とは？

政務調査費は、地方自治法の規定に基づき、「島田市議会政務調査費の交付に関する条例」および「同規則」により交付されています。市議会議員が市政の調査研究を行うために必要な経費の一部として、会派および会派に属していない議員に対し、議員1人当たり年額30万円を交付するものです。使途基準は、規則において、研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、その他の経費に区分し、それぞれ対象となる経費を説明しています。

■交付金の流れ

